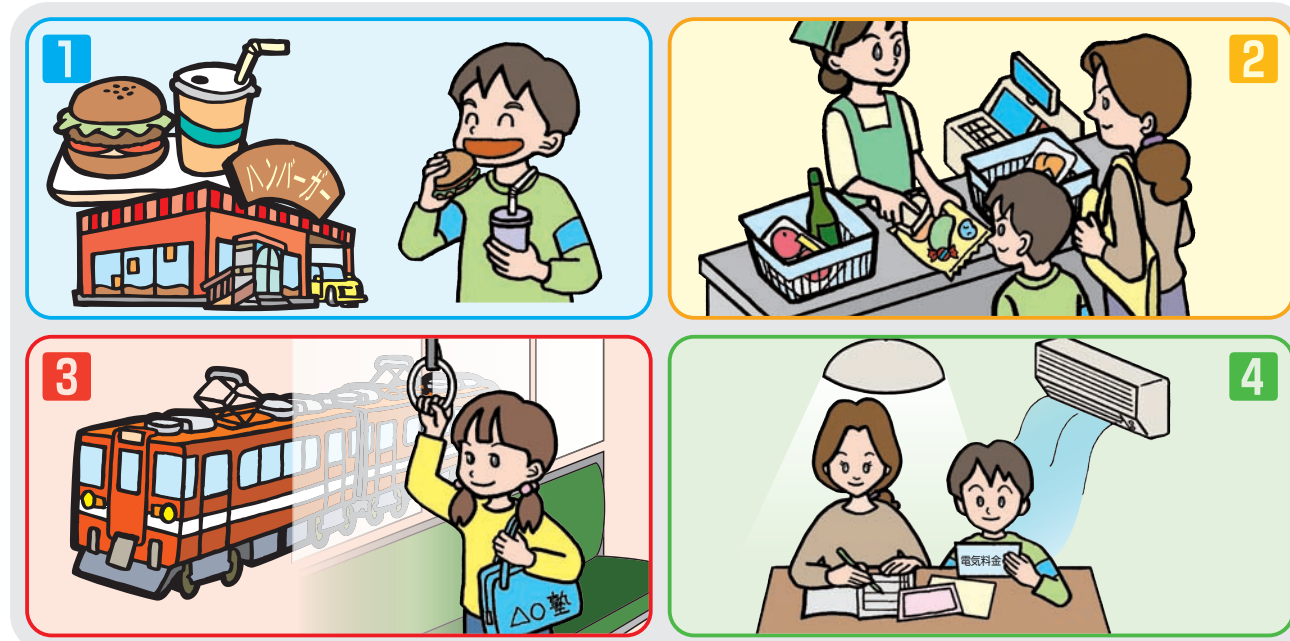


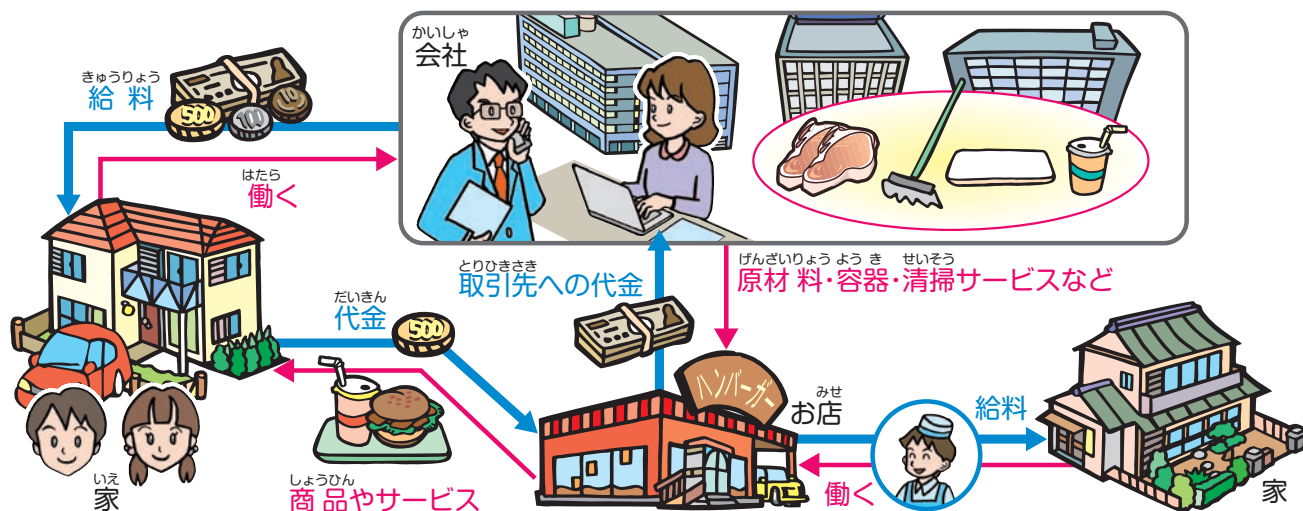
わたしも消費者のひとりなんだ



わたしたちは毎日いろいろなものにお金を払っているよ。
お金を払って「もの」を買ったり、「サービス※」を利用したりしている人のことを「消費者」というよ。まさにわたしたちひとりひとりが消費者なんだ！

※サービス…形がある「もの」とちがい、「何かしてもらえる」こと
(例 電車に乗って目的地まで行ける、おうちで電気が使える など)

お金の流れを見てみよう



わたしたちが使うお金は、おうちの人が働いてもらっているんだ。
好きなだけ使えるわけではないので、大切に使わなくっちゃネ！

くらしの中には「契約」がいっぱい

- ハンバーガーショップでハンバーガーセットを注文する
- スーパーでお菓子を買う
- 電車に乗るためきっぷを買う
- おうちのエアコンや照明などで電気を使う
- お友だちと明日一緒に公園に行く約束をする

5 以外は全部「契約」です！

法律で守らなければならないと決められた約束のことを「契約」というよ。
守らないと、法律上の責任をとらなければならないんだ。

約束とはどこが違うの？

上の 5 は約束です。
用事ができて行けなくなった場合も、あやまれれば許してもらえます。
それに対し、契約はいったん成立するとお互いに守らなければならない義務※が発生します。
ものやサービスを買う契約では、消費者は代金を払わなければなりませんし、お店との間で決めたルールを守らなければなりません。

※義務…人がそれぞれの立場でしなければならないこと

消費者

〇〇セットください

お店

はい ありがとうございます

契約成立

義務が発生

お店：〇〇セットを渡さなければならない
消費者：代金を支払わなければならない

契約は勝手にはやめられない

Q 昨日A店で好きなキャラクターのブルーのTシャツを買った。本当に欲しかったのはピンクだったが、A店にはなかった。ところが今日、別のB店でピンクのTシャツをみつけた。A店で買ったTシャツを返すことはできるかな？

A すでにA店との間の契約は成立しているので、A店が返すことを受け入れてくれないかぎり、一方の都合だけで勝手に契約をなかったことにすることはできません。

前もって本当に買いたいものか、ねだんも納得できるかよく考えて契約しようね。
とくに高いものを買うときは、おうちの人に相談しよう！